

広島県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十三年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町沖浦字高野場七二七番一〇地先から 豊田郡大崎上島町沖浦字畑盛五〇二番二三三 地先まで		四・〇〇〇 九・〇〇〇	一三・三〇〇 三三・〇〇〇	三三・二〇〇	拡幅